

施設使用料の見直しについて

行財政改革推進本部事務局

1 施設使用料の見直し結果

○令和元年8月～10月まで、各施設の原価計算を実施し、現行の使用料の見直しを行った。
○町内類似施設で同一料金設定の考え方で設定されているもの（会議室、冷暖房料）で改定を必要とするものはなかったが、以下については改定が必要であった。

<改定が必要なもの>

- ① 現行使用料がコストと比較し低いことから改定するもの
（バーベキューハウス・森林公園野営場）
- ② 新たに設定するもの（町内類似施設と同一料金設定とする）（いこい荘調理室）
- ③ 施設実態がなく利用貸出を行わないもの（農業者トレーニングセンターゲートボール場）

2 今後の対応

(1) 条例改正

令和元年(2019年)12月 令和元年12月定例会にて改正条例案を上程

令和2年(2020年)4月 新料金の適用

○令和元年10月から消費税率が8%から10%に改定されたことに伴い、前回8%改定の見直し時（平成26年度）の考え方を踏まえ、原則として、消費税率改定分の2%を現行の使用料に転嫁し、前回の見直し前の税抜額に消費税相当分を加算した額が現行の使用料と比べて増額になる場合のみ、10円単位で料金改定を実施する。（10円未満切捨）

現行使用料が1円単位で設定されているものは1円単位で改定し1円未満切捨とする。

（農産物加工施設加工料の一部、カントリーパーク使用料の一部）

○複数条例が対象となるため、個別条例ごとの改正は行わず、「消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例」を制定し全ての対象条例を改正する。

(2) 検討課題

○今回は、通常の維持管理経費に見合う使用料の見直しであり、施設の設置及び維持にかかる大規模改修等の経費については、「南部町公共施設個別施設計画（仮称）」の策定過程（令和2年度予定）で確認し、今後の使用料等への反映の必要性について検討する。

○受益者負担の適正化の観点から、「減免規定の見直し」「各施設のあり方」「町民と町民外の受益者負担のあり方」「指定管理制度の見直し」等の課題については、第四期行政改革プラン取組項目として引き続き検討する。

【参考】消費税率改定に係る国(総務省)通知

平成 25 年 12 月 4 日総務省自治行政局行政課長通知

「消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」

※地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、1 と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。